

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、主に県道熊本高森線以南の広範囲、および広安地区の妙見川流域で、2mを超える浸水が予想されているほか、津森地区や飯野地区の一部の区域においても、1m以上の浸水が予想されている。多くは住宅密集地となっているが、建設業や卸売業、小売業をはじめ、様々な業種が複数立地している。

県関係水位観測局（益城町関係）

観測所名	河川名	所在地	管理者	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	摘要
県津森	木山川	益城町大字田原字中須	熊本県河川課	1.70m	2.28m	3.14m	3.35m	観測所水位
赤井	〃	益城町大字宮園	〃	2.53m	3.63m	3.86m	4.39m	観測所水位

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間の一部区域において、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。また、主に津森地区、および飯野地区の山際の一部住宅地においても、同様のエリアとなっている。

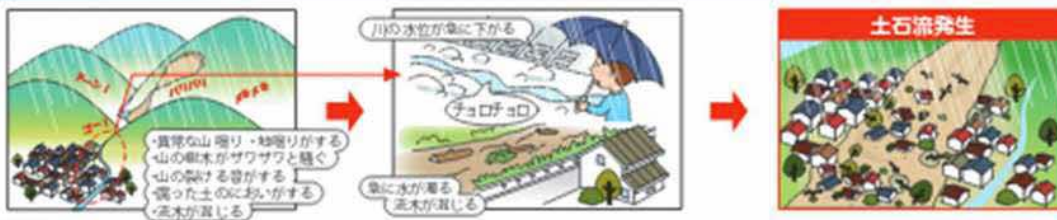
がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害の割合も高くなっています。



土石流

山腹・川底の石や土砂が豪雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを破壊させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土壌量が大きいので、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。



(地震：J-SHIS・地震調査研究推進本部)

地震ハザードステーションの防災地図によると、市街地地域において、震度6弱以上の地震が今後30年間でおよそ8~28%の確率で発生すると言われている。

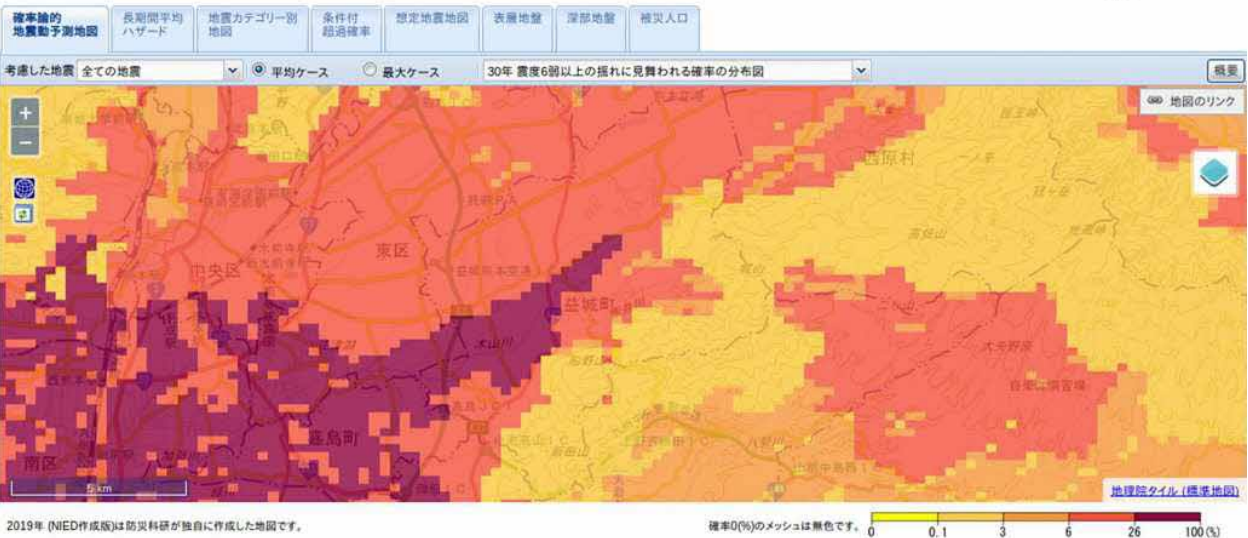
また、本町には布田川断層帯、日奈久断層帯、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、町内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がS*ランクと評価されており、特に注意が必要である。

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震 が発生する確率
万年山 - 崩平山断層帯	7.3 程度	Zランク	0.004%以下
布田川断層帯 (布田川区间)	7.0 程度	Zランク	ほぼ 0~0.001
布田川断層帯 (宇土区间)	7.0 程度	Xランク	不明※
布田川断層帯 (宇土半島北岸区间)	7.2 程度以上	Xランク	不明※
日奈久断層帯 (高野 - 白旗区间)	6.8 程度	Xランク	不明※
日奈久断層帯 (日奈久区间)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ 0%~6%
日奈久断層帯 (八代海区间)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ 0%~16%
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	0.04%~0.09%
人吉盆地縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%~1%

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(注1)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

>>>J-SHIS 地震ハザードステーション

English 防災科研 NIED



(その他)

益城町の北部に位置する1,600ヘクタールの畑地帯は、阿蘇の噴火による火山灰土で保水力がなく、一旦豪雨に見舞われると表土を流し、崖を崩し道路を決壊させる。また干天には農作物も枯死するような干害をもたらす。また、町の南西部に広がる水田地帯のうち、砥川の一部、東無田及び櫛島地区は、豪雨のたび浸水、冠水を繰り返す可能性がある。

このように本町の災害は、豪雨と干害によって起こり、かつ地域によって災害の様相も異なる。

っている。

(感染症)

新型ウィルス感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。これは、人から人へ持続的に感染するウィルスを病原体とするインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等であり、国民の大部分が免疫を獲得していないため、全国的かつ急速に蔓延し、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(サイバー攻撃)

事業者においては、近年増加しているサイバー攻撃により、個人情報や業務上の重要情報の漏洩、ならびにシステム障害や精密機器の故障等が発生するリスクが高まっている。これらの事態は、事業活動の継続や社会的信用に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、情報セキュリティ体制の強化が求められている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 992人
- ・ 小規模事業者数 768人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	325	313	全体に広く分布している。
	製造業	82	43	〃
	卸・小売業	195	140	〃
	サービス業	210	161	〃
	その他	180	111	〃

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

- ・ 当町地域防災計画の策定（令和7年5月30日改定）
- ・ 総合防災訓練の実施（毎年2月頃）
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 防災設備（防災倉庫、防災トイレ、かまどベンチ等）の設置
- ・ 避難地、避難路の整備

2) 当会の取り組み

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 益城町商工会危機管理マニュアル策定（令和7年4月改定）
- ・ 損害保険への加入促進
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・ 益城町が実施する防災訓練への参加及び協力

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・ 当会を含む上益城地区内の4つの商工会が共同で、事業継続力強化計画の作成に係るセミナーを実施（令和4年度から年1回）。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 町内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等のリスクについて当会、当町関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実施にあたって、保険・共済に関する助言が可能な経営指導員等の人材不足や、防災・減災、サイバーリスク等の重要性を周知するための専門的知識の不足が課題となっている。

【対策】

- ① 事業継続力強化計画の取組状況については、経済産業省HPに掲載の当該計画の認定事業者一覧の確認に加え、巡回指導や窓口指導の際の聞き取り等により把握する。
- ② 当町危機管理課や産業振興課等の関係部署および当会により協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援方針を協議・決定する。また、計画の実施状況を踏まえ、適切なタイミングで見直しを行う。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災、サイバーリスク等に関する専門的な助言を行う当会経営指導員等が不足していることから、熊本県商工会連合会等が実施する専門家派遣制度を活用した個別指導を行うとともに、損害保険会社や地元金融機関等と連携したセミナーを開催する。あわせて、職員が研修等へ積極的に参加することで、専門知識の習得および最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・ 当会は、管内小規模事業者に対し自然災害リスク、感染症、サイバーリスク等への認識を高めるとともに、保険加入等の影響軽減策を含むリスクマネジメントを平時から講じる必要性について周知を図る。
- ・ 発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動の状況確認を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報の報告ルートを構築する。
- ・ 発災後の迅速な復旧支援策の実施や、域内における感染症発生時の速やかな拡大防止措置を可能とするため、平時から組織内体制の整備、関係機関との連携体制を講じる。
- ・ 支援にあたっては、熊本地震等の被災経験を有する町内小規模事業者が多い一方で、事業継続力強化計画の策定率が低い現状を踏まえ、同計画の策定支援を行う。あわせて、被災時における事業継続力の強化を目的に、損害保険への加入等、リスクファイナンスに関する取組の促進を図る。

具体的には、以下の目標を設定して取り組んでいくことにする。

- ① 年間6事業者に、事業継続力強化計画の策定支援を実施する。
- ② 事業継続力強化計画策定セミナーの理解促進を目的としたセミナーを年1回開催する。
- ③ 事業継続力強化支援の取組状況について評価及び見直しを行うための協議会を年1回開催する。
- ④ 巡回指導や窓口相談の機会を活用し、小規模事業者に対して事業継続力強化計画の必要性やメリットを継続的に周知するとともに、策定に向けた個別相談を実施する。
- ⑤ 発災時における被害状況の迅速な把握を図るため、熊本県商工会災害状況報告システムを活用する。同システムの活用について、周知を徹底する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

- (1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握
 - ・ 事業継続力強化計画の取組状況については、経済産業省HPに掲載の当該計画の認定事業者一覧の確認に加え、巡回指導や窓口指導の際の聞き取り等により把握する。
 - ・ 当会と当町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。
- (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容
 - ・ 巡回・窓口での経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
 - ・ 会報や町広報、当会ホームページ、当会公式 SNS 等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の事例について紹介等を行う。
 - ・ 経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyoo/kyojinka/risk_finance_sheet.html
 - ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- (3) フォローアップ
 - ・ 益城町の総合防災訓練への参加を促す。
 - ・ 事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。(HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>) また、連携型事業継続力強化計画については、(独法)中小企業基盤整備機構のフォローアップ制度を紹介する。
 - ・ 事業BCPの策定後2年が経過した事業者に対し、巡回・窓口経営指導時に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
 - ・ 策定支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。
- (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ
 - ・ 会報等を通じて、管内事業者における事業継続力強化に関する好事例を広く共有・展開する。
 - ・ 同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。
- (5) 関係団体等との連携
 - ・ 中小企業庁が連携している保険会社や熊本県商工会連合会等へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発・計画策定セミナーを実施する。
 - ・ 連携型事業継続力強化計画の策定にあたっては、(独法)中小企業基盤整備機構の九州本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
 - ・ 地元金融機関や町内施設に対し、普及啓発ポスターの掲示を依頼するとともに、関係機関に対してセミナー等の共催を依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 新堀 一記（連絡先は後述）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 新堀 一記は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①益城町商工会

〒861-2241 熊本県上益城郡益城町宮園 715 番地 1

電話：096-286-2551 FAX：096-286-2549

E-mail：mashiki@kumashoko.or.jp

②関係市町村

益城町役場 産業振興課

〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園 702

電話 096-289-8307（直通） FAX：096-286-4523

E-mail：syokou@town.mashiki.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	94	94	94	94	94
講師謝金	0	0	0	0	0
講師旅費	0	0	0	0	0
郵券費	45	45	45	45	45
資料印刷費	5	5	5	5	5
防災、感染症対策費	44	44	44	44	44

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、益城町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。